

公益社団法人日本連珠社 級位認定・昇級規定

(目的)

第1条 級位認定・昇級規定の目的

公益社団法人日本連珠社（以下連珠社）定款第3条（目的）の達成手段として実施する「連珠普及活動推進」を目的とする。（補足説明1、2）

- (1) 級位認定制度の確立
- (2) 級位を目指す人の目標設定の一助
- (3) 普及活動推進の一助

(範囲)

第2条 級位認定の範囲

本規定は日本連珠社公認の級位認定について定める。

(認定)

第3条 級位認定の条件

- (1) 「昇入段規定」に記載される棋戦、詰連珠、通信戦で決められた昇級基準を満たしたとき（日本連珠社として明文化された条件を満たしたとき）
- (2) 以下の資格を有する人が該当する級位の力量が有ると認めるとき
(特に定めがない場合は1級まで認定可とする)
権限を有する者が作成した昇級規定を代理の者（段級位や役職を問わない）が運用することは差し支えない。

なお、ここでいう段位は連珠社が授与した段位のこととする。

- ①連珠社HPに掲載されている「日本連珠社組織図」にある「友好的な地域連珠会」の会長
- ②公認指導員
- ③審判員
- ④理事（理事長、副理事長を含む）
- ⑤支局長、支部長
- ⑥連珠社準会員以上で五段以上の人
- ⑦連珠社準会員以上で有段者（4級まで認定可）
- ⑧普及協力員（有段者は4級まで、5級以下の級位者は自身の級位の一つ下の級位まで、4級以上の級位者は6級まで認定可）

級位認定または昇級規定を決めるにあたっては、別途定める級位認定基準（ガイドライン）を参考とするが独自基準で決めることも可とする。

(認定証と認定料)

第4条 認定証の発行と認定料の徴収

- (1) 原則、級位認定した場合は、認定証を発行する。（免許証サイズなど）
- (2) 認定証には、
 - ・ 級位

- ・被認定者名
 - ・認定した日付、
 - ・日本連珠社及び支部などの団体名（または連珠会などの団体名）、認定者名を記載する。
（例：公益社団法人日本連珠社東京連珠会 ○段 □□ △△）
- (3) 級位認定は原則無料とするが、認定証代などの実費程度を請求することは可とする。

（個人情報）

第5条 個人情報の取り扱い

連珠普及活動に於いて知り得た被認定者の個人情報については、連珠普及活動以外には使用しないこととする。

（規定の改定）

第6条 規定の改定

- (1) 本規定の改定は連珠社普及推進委員会委員長が改定し、連珠社理事会に報告する。
- (2) 改定にあたり普及推進委員長は必要に応じて普及推進副委員長及び普及推進委員に相談する。

<補足説明>

1. 連珠を楽しもうとする人がどこに行っても、どうすれば級がもらえるかの基準を明確にし、各自が目標を立てやすくすることを目的とする。
2. 従来、「有段者は級位認定権がある」とされていたが規定などで明文化されていない。また日本連珠社の組織または連珠社にかかわりが無い人が認定した級を連珠社の活動で使うことは混乱の元となるため、対象外とする。

制定 平成30年10月28日

<参考>日本連珠社定款第3条（目的）

本会は、連珠の普及・発展をはかり、連珠技を通じて考究力・探求心の練磨、道徳意識の推進、知的水準の向上、及び国際親善に努め、日本の伝統文化を継承し、わが国の文化の向上に寄与することを、その目的とする。